

## 6. Column③ : 【交通事故】 知っておきたい後遺障害等級認定の実務⑨

当事務所では、交通事故問題についても、多数の案件に対応しております。

今回は、後遺障害が「耳」に残存した場合について解説します。

### ● 欠損障害（耳の軟骨部が欠けてなくなったもの）

耳介の欠損は、「1耳の耳殻の大部分を欠損したもの」と判断される場合、第12級4号として認定されます。なお、「大部分を欠損した」とは、耳介の1/2以上を欠損したものをいいます。

また、これは1耳についての基準ですので、両耳を欠損した場合はそれぞれの耳について等級を定め、これを併合することになります（併合11級）。

もっとも、耳介の欠損は「外貌の醜状障害」に該当する可能性もあります。すなわち、耳介の1/2以上を欠損した場合には「著しい醜状」として扱われ、7級12号に該当します。また、耳介の一部を欠損した場合には、単なる「醜状」として扱われ、12級14号に該当します。

この点、耳介の1/2以上を欠損した場合、耳介の欠損に関する認定と、外貌の著しい醜状障害に関する認定のどちらが適用されるかについては、労災認定基準では、外貌の醜状障害として7級で認定すると説明されています。

そして、自賠責保険においても、労災認定基準に準じて判断されると考えられるため、7級として認定されることとなります。

等級	後遺障害
7級12号	著しい醜状
12級4号	1耳の耳殻の大部分を欠損したもの
12級14号	醜状

### ● 耳鳴り（耳鳴りがする、ザワザワ・ジンジン・キーンといった音を感じるなど）

難聴を伴った耳鳴りが常にある場合、後遺障害等級が認定されます。常に耳鳴りがあることが条件ですが、昼間外部の音の影響で耳鳴りを感じないだけの場合は、常に耳鳴りがあるものとして扱われます。

#### ✓ 耳鳴りが常時ある場合とは？

昼間は自覚症状がなくても、静かな夜間に耳鳴りの自覚症状がある場合を含みます。

#### ✓ 医学的に合理的に耳鳴りの存在を説明できる場合とは？

耳鳴りがあることが騒音被曝歴や外傷等から合理的に説明できる場合をいいます。

また、30dB以上でなければ聴こえない難聴を伴う耳鳴りであることも条件です。目安ですが、30dBはささやき声や洋服を着るくらいの音です。なお、耳鳴りのない難聴のみの後遺障害では、40dB以上でなければ聴こえない程度でなければ、後遺障害等級は認定されません（40dBは図書館の音程度が目安です）。

耳鳴りが存在すると他覚的所見により医学的に評価できる場合は後遺障害等級12級が認定されます。他覚的所見はないものの、耳鳴りの自覚症状があり、耳鳴りの存在が外傷等から合理的に説明できる場合は後遺障害等級14級が認定されます。

#### ➤ 耳鳴りの検査方法

##### ✓ ピッチ・マッチ検査

耳鳴りが11周波数の純音、バンドノイズあるいはホワイトノイズのどれに最も似ているかを調べる方法。使用機器はオーディオメータ、耳鳴検査装置。

##### ✓ ラウドネス・バランス検査

ピッチ・マッチ検査で耳鳴りのピッチが得られた後に、そのピッチの純音（または雑音）を用いて耳鳴りの大きさを調べる方法。使用機器はオーディオメータ、耳鳴検査装置等。

ピッチ・マッチ検査で得られた周波数音を用い、耳鳴音の大きさと検査音の大きさとが等しくなる強さを求めます。

等級	後遺障害
12号相当	30dB以上の難聴をとめない、著しい耳鳴りを常時残すことが他覚的検査により立証可能なもの
14級相当	30dB以上の難聴をとめない、常時耳鳴りがあることが合理的に説明できるもの

## ● 耳漏（耳から分泌物が流れ出る）

交通事故の受傷によって、鼓膜に穴が開き、外耳道から分泌物が流れ出て、30 dB以上の難聴も伴う場合は、後遺障害等級が認定されます。

なお、耳鳴りのない難聴のみの後遺障害では、40 dB以上でなければ聴こえない程度でなければ、後遺障害等級は認定されません（40 dBは図書館の音程度が目安です）。

等級	後遺障害
12号相当	常時耳漏があるもの
14級相当	・その他のもの ・外傷による高度の外耳道狭窄で耳漏を伴わないもの

## ● 難聴（耳が聞こえない、聞こえにくくなった）

頭部外傷による聴力障害の原因は、複雑であることがよくありますが、代表的には、以下のようなものがあります。

### ✓ 内耳震盪（ないじしんとう）

内耳のリンパ液が振動するもの

### ✓ 耳小骨転位（びしょうこつてんい）

耳小骨の連結に異常が生じたり、はずれてしまったりしたもの

### ✓ 外リンパ漏（がいりんぱろう）

蝸牛窓や前庭窓が破裂して外リンパ液が中耳に流れ出るもの

### ✓ 側頭骨骨折（そくとうこつこっせつ）

側頭部を構成する骨の骨折

### ✓ 後迷路性難聴（こうめいろせいなんちょう）

内耳より奥、つまり、聴神経から脳に至る聴覚伝導路のいずれかが障害されたもの

等級	後遺障害
4級3号	両耳の聴力を全く失ったもの
6級3号	両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの
6級4号	1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
7級2号	両耳の聴力が40cm以上の距離では、普通の話声を解することができない程度になったもの
7級3号	1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
9級7号	両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
9級8号	1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの
10級5号	両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの
11級5号	両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの

## ● 片耳の聴力障害

等級	後遺障害
9級9号	1耳の聴力を全く失ったもの
10級6号	1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの
11級6号	1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
14級3号	1耳の聴力が1m以上の距離では、小声を解することができない程度になったもの

各部位の詳しい説明は、交通事故サイトへ！  
交通事故専門サイト ▶ <http://jiko.nagasesogo.com>